多摩市医療的ケア児(者)連携推進協議会 令和3年度第1回 要点録

日 時	令和3年7月1日(木) 場所 多摩市役所 401会議室(Web会議)
	18:30~20:30
出 席	新垣、市川、小川、影近、五味、對馬、冨田、中村、医療的ケア児保護者2名
事 務 局	障害福祉課 平松課長、田島課長、五十嵐主査、猿田主任、石山
	健康推進課 金森課長
記 録 者	事務局
項目	1. 開会挨拶
	2. 委員自己紹介
	3. 会長・副会長の選出(令和3~4年度)
	4. 議題
	(1)保育園での医療的ケア児の受け入れについて
	(2)これまでの振り返り、提起されている課題について
	(3)第2期協議会の協議方針(令和4年度末までの見通し)
	5. 閉会
	詳細
1. 開会、障	~開会~
害福祉課長	~課長挨拶~
挨拶	
2.委員自己	・第2期から委員に着任した南多摩保健所對馬委員の紹介
紹介	・第2期任期にあたり委員自己紹介
3. 会長・副	多摩市医療的ケア児(者)連携推進協議会設置要綱に基づき互選により、会長に影近委員、
会長の選任	副会長に市川委員を前任期から継続選任を決定。
4. 議題	【子育て支援課長より、保育園への看護師派遣について】
(1)保育園で	医療的ケア児の保育園入所については全国的にもニーズが高まっている。令和2年度よ
の医療的ケ	り医療的ケアが必要な児童に訪問看護師を派遣する業務委託を開始し、令和2年度は市
ア児の受け	内認可保育所2園で各1名の医療的ケア児の受け入れを行った。医療的ケアの内容とし
入れについ	ては、経鼻経管栄養を昼の時間帯に1回注入を行った。令和3年度は、令和2年度に受
て	け入れた児童1名が小学校進学に伴い、学童クラブで受け入れを行っており、認可保育
	所では令和2年度からの継続の児童1名に新たに1名加わり、計2名の医療的ケア児を
	受け入れている。受入れを行っている1園では、0歳児保育を実施する園が配置する看
	護師1名に加え、新たに看護師を園独自で1名雇用し、態勢を強化している。看護師の
	不在時等は保護者に協力いただく必要があり、今後さらなる態勢の強化が課題となって

いる。喀痰吸引等の研修を、ケアにあたる予定の特定の保育士に実施し、ケアを行うことができるよう、座学及び実地研修の受講を進めている。

(委員)

着々と受け入れを実施していただきありがたい。希望者が保育所に入れているか、実情を伺いたい。

(子育て支援課長)

お断りはしていない。医療的ケア児の入所希望については入所申し込み時に把握している。全園で受け入れ可能ではない。受け入れ可能な園とマッチングし、入所いただいている。

(委員)

幼稚園で母親が毎日インシュリンを打ちに、園へ行っている医療的ケア児がいる。そのような場合、訪問看護師の派遣で対応いただくことはできるか。

(子育て支援課長)

仕様を設けて訪問看護師を派遣している。仕様にどう組み込むか、実際に派遣できる看 護師がいるか確認をする必要があり、現段階では難しいと考える。

(委員)

時間等詳細について伺いたい。

(子育て支援課長)

時間帯については、仕様の中に主治医の意見書を入れ、時間帯ごとに何をするか細かく 決めて契約している。通しでつきっきりではなく、看護師が必要な時間を決めて派遣し ている。

(委員)

今は保育園での実施だが、特別支援学校卒業後の通所施設や大学への派遣に広げていく ことはできないか。

(事務局)

これまでの協議会でも医療的ケアがあることで通所先が制限されるという課題は挙がっており、報告書に記載している。市としても課題として認識している。今後の協議会でも協議していく内容なので、皆様の意見を制度に反映できればと考えている。

(委員)

希望があれば断らずに受け入れているとのことだが、年齢や内容は、相談によって対応 が決まっているのか。

(子育て支援課長)

細かい規定までは決めていない。個々の児童の保護者と面談しながら必要なケアの内容 を確認し、保育所の受け入れ態勢とマッチングして入所ができている状況。

(委員)

どれくらい前から相談があれば受け入れが可能か。

(子育て支援課長)

最低でも6ヶ月前に相談いただきたい。認可保育所の4月入所は、前年の10月に市へ

入所申し込みをする。医療的ケア児に関わらず、入所を希望するすべての保護者に、申 し込み前に希望する園を実際にみていただくように伝えている。その際園で把握し、市 でもヒアリングできればと考えている。

(委員)

他市の事例では、経管栄養、胃ろう等、医療的ケアの内容によって断る場合がある。型 どおりではなく、個々の保護者にヒアリングでよく話を聞いてほしい。

(子育て支援課長)

他市の状況を調べ、把握している。特定の園が実施している市もある。多摩市では複数の園を医療的ケア児が受け入れられる施設とし、選んでいただく。入園後は医療的ケアの内容が年齢によって変わっていくということもあるので、保護者にヒアリングしながら対応していく。

(委員)

サービスを受けられていない方は、知らなくて迷っている人もいるかもしれない。 さら に深めていければと思うので、協議のための分科会もあると良い。

(子育て支援課長)

難しい面はあるが、実際に必要なニーズをどう把握していくか、どこにどう相談するか 悩んでいる方々にどう発信していくか考えていかなくてはいけない。全国的にも同様の 課題はある。自治体間でも連携して進めていければと考える。

(委員)

プライバシーの問題はあるが、多摩市の他の認可保育所に向けて、医療的ケアのやり方、 事例についてアピールしていけると良い。特定の保育園が実施していて、その情報が他 の保育園に広まらず、安心感をもって受け入れができない。障がいのある方に関しては、 わからないから怖くてできないということは往々にしてある。実施園を含め、保育園の 協議会等で広めていけると良い。

(子育て支援課長)

定期的に開催する園長会で、全園で情報共有している。必要に応じて制度、進捗状況を 共有しながら、受け入れができる園が増えていくと良いと考えている。

(委員)

市内の特別支援学校では、入学を希望する保護者や関係者に向けて公開見学会を設けている。保育園でも同様に実施をすれば身近に考えていただけるのでは。

(子育て支援課長)

学校でいう公開授業、研究授業のような形で他の園の保育士等に実際に見ていただける 機会を作っていけると良い。

(委員)

情報連携が課題。保育園から学童に行く場合、訪問看護師が保育園に訪問し、学童クラブへ通う児童について、学童へ派遣される訪問看護事業所へ申し送りができると良い。

(子育て支援課長)

継続して行っていくことが大切。保育園から小学校、学童クラブへ上がるタイミングで

の引継があると良い。継続してケアができるよう情報の連携は非常に大切。 (委員)

コーディネーターの役割が重要になると考える。

コーディネーターについては以前の協議会でも話が出たが、やればやるほど実入りにつ ながらず、その点での課題はある。担い手を見つけること、また、担い手になった方に 継続して支援していただくことが今の報酬体系では難しい。医療的ケア児コーディネー ターの設置についても、今後の協議会で協議していく。

(2) これまで 【事務局】 の振り返り、 提起されて いる課題に ついて

在宅レスパイト事業について

これまでの協議会で在宅レスパイト事業について協議いただいた。在宅レスパイト事業 について令和3年度予算がついたところ。開始時期は受託事業者との調整によるため現 時点で未定。動き出す時に詳細を報告する。

・報告書を中心にこれまでの協議内容の振り返り

令和3年1月、委員の協力をいただき、報告書が完成した。4つの視点、3つの柱で協 議していくということで話を進めてきた。

医療的ケア児や家族が住み慣れた地域で安心して在宅生活を営むことができるよう現状 を把握し、必要な支援の構築を協議していく必要がある。連携推進協議会では、①対象 者が地域で安心して生活できる仕組みづくり、②家族の過大な負担を軽減するための対 策案、③子育て支援としての医療・保健・福祉・教育分野の連携構築、④災害等の非常 時、冠婚葬祭時の支援体制の構築の4つの視点をもって「医療的ケア児を支援する必要 なサービス・社会資源の充実について」「医療的ケア児への地域のネットワークの構築」 「医療的ケア児の災害対策について」医療的ケア児を支えるための3つの柱として取り まとめ、現状・課題・対策案を協議していくこととした。今後の協議会で具体的に意見 をいただいていく。

【委員による協議】

(委員)

令和3年度、令和4年度は、報告書を中心に協議していく。課題の数を考えると優先順 位をつけて協議していく必要がある。

(委員)

医療的ケア児支援法案が通って財政措置が行われるが、多摩市ではいつごろ財源として 活用できる見込みか。多摩市は地に足がついていて優先順位が高いものに予算をつけて 動いている。財政的な裏付けが強まると、よりできることも増えてくる。優先順位をど うするかも見えてくる。

(事務局)

国から具体的に話があるわけではなく、今のところ見通しはわからないが、都が予算 化している事業で多摩市が未実施のものもあるので、協議会の議題に挙げていくべきか を含め、今後検討していく。

在宅レスパイト事業は、東京都の補助事業をベースに実施する予定。土日祝、2時間以上4時間の間で、30分単位で利用できる。最大年6回利用できる。月に利用できる上限は4回。訪問看護師を同時2人派遣した場合は2回のカウント。1日に連続して利用することも可能。多摩市と訪問看護ステーションが委託契約を結ぶ。多摩市で医療的ケア児が通常利用する訪問看護ステーションと契約を結びたいと考えている。

(委員)

訪問入浴を利用しているが在宅レスパイト事業の時間で入浴していただくことは可能か。

(事務局)

後日確認する。(※)

※協議会後確認したところ、在宅レスパイト事業中に入浴の実施はできない。

(委員)

既に在宅レスパイト事業を実施している市では、在宅レスパイト中の入浴はできない。 在宅レスパイトと通常の訪問看護を連続して利用することは可能。

(事務局)

医療的ケア児への入浴について利用の範囲等、見直しの必要があるか検討していく。

(委員)

医師に意見を伺いながら在宅レスパイト事業の目的を考える必要がある。保護者がいないところで入浴等、通常訪問看護で行うことすべてを行うのは難しい。在宅レスパイト事業は、保護者が家を離れられることにメリットをおいていただく必要がある。不在の間に日常のケアを、という気持ちはわかるが、安全の保障を第一に考えると、保護者が不在にできるということに重きを置かざるを得ない。

(委員)

コロナ禍の中、保護者からの声が届きずらい状況。具体的に何が困っているか情報交換ができない。PTAでもネット環境を整えることになった。保護者同士の意見交換や、困っていることはないか等を尋ねる発信ができたら良い。協議会で協議されている内容を伝え、協議していただきたいことについて聞いていけると良い。

(委員)

毎年浸水被害が起きている。人工呼吸器を使用している方の安全のために電源の確保を 進めていただきたい。継続的な事業実施をお願いしたい。

(事務局)

非常用電源設備(発電機、蓄電池)の補助を令和2年度9月追加補正予算で24時間人工呼吸器管理をしている方を対象とし、単年度事業として実施した。新型コロナウイルスに伴った国の予算で臨時的なものなので、対象を限って実施した。今回は結果的に実績ゼロだったが、都の補助事業もあるので、対象者等については協議会でも意見をいただき、検討していきたいと考えている。

(委員)

指定難病であれば都 10/10 の補助事業がある。指定難病以外の方には国 1/2、都 1/2 で 補助事業があるので具体的に検討していけると良い。

在宅レスパイト事業は、家族がいないところで安心して出かけられるよう、見守りに集中しているのが現状。協議会で現場の声を吸い上げて、効率的な施策につなげていくことが大切。医療的ケア児コーディネーターをどうするか、台風 19 号で話が出た福祉避難所等、多摩市ならではのものができると良い。

(事務局)

非常用電源の都の補助事業は、個人への助成への補助であって、事業所への補助ではない。事業所への補助については、避難所として放課後等デイサービス等、身近な事業所の活用を検討するにあたり、防災所管課を含め検討していきたい。

5. 閉会 次回日程は令和3年10月28日(木)に決定

~閉会~